

# 松本上町地区地区計画の概要

(最終変更日：平成30年4月1日)

名	称	松本上町地区地区計画	
位	置	福井市松本上町、開発町の各一部	
面	積	約 2.8ha	
地区計画の目標		<p>JR北陸本線とえちぜん鉄道三国芦原線の鉄道に囲まれた当地区は、その地形条件等により都市的土地利用が進まない状況にある。</p> <p>また、当地区はえちぜん鉄道の三国芦原線と勝山永平寺線が分岐する福井口駅の北側に位置し、当鉄道の運営に必要な施設の立地場所として適地となっている。</p> <p>このため、住居系から工業系への土地利用転換を図り、公共交通機関の車両基地を誘導することにより、都市的土地利用としての土地の高度利用を促進するとともに、周辺環境への影響に配慮した良好な工業地の形成を図り、公共交通機関の機能を永続的に維持することを目的とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	公共交通機関の運営に必要な施設を中心として、適切な操業環境のもと周辺環境への影響に配慮した良好な工業地の形成を図る。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺環境と調和した適切な操業環境を有する工業地としての土地利用形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の緑化率の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限、及び、かき又はさくの構造の制限を行う。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p style="color: red;">地区内に建築してはならない建築物は以下のとおりとする。</p> <p>①建築基準法(昭和25年法律第201号。(以下「法」という。))別表第2(ぬ)の項第1号(一)から(二十四)まで、(二十六)から(二十七)まで及び(二十九)から(三十一)までに掲げる建築物</p> <p>②法別表第2(り)の項第3号(十三)及び(十三の二)に掲げる建築物</p> <p>③法別表第2(ぬ)の項第2号に規定する建築物</p> <p>④法別表第2(を)の項各号に掲げる建築物</p>
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路8・7・7福井口松本通り道路境界線までの距離の最低限度は、5mとする。(ただし、地盤面下の部分又は公益上必要な建築物等については、この限りでない。)
		建築物の緑化率の最低限度	15% (ただし、当該緑地面積には、調整池等の水面を含むものとする。)
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>①敷地内においては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠は、周辺環境との調和を図り、景観形成上支障がないものとする。</p> <p>②屋外広告物は、事業所名及び商標のみを表示することができることとし、その設置の箇所は1事業者につきは2箇所以下とし、かつその設置の方法は建築物壁面への直付けによるものとする。また、建築物からの突出看板及び塔屋看板の類は認めない。</p>
		かき又はさくの構造の制限	道路境界には、生け垣等これに類するものを設けるものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

